

○米田貴志委員長

前回に引き続き委員会を開きます。

附帯議案の審査に入ります。審査は、御配付しております審査順序案により各部ごとに関係議案を審査することにしたと思いますが、こちらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、本案のとおり審査することといたします。

まず、議案第12号から議案第17号までの6件の審査に入ります。

本各件に関し、理事者の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書（その2）の9ページをお願いいたします。議案第12号岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、地方公共団体情報システムの統一標準化に伴い、標準化基準に適合する基幹情報システムへの移行を行うに当たり、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定するところの住登外者宛名番号管理機能が実装されることから、独自利用事務を加えるとともに、当該独自利用事務において必要な特定個人情報を利用して、これを処理することができるよう規定の整備を図ろうとするものでございます。

また、その他の事務において庁内連携を図ることを可能とする特定個人情報の範囲についても見直しを図ろうとするもののほか、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書11ページをお願いいたします。4行目の第3条第1項の改正につきましては、個人番号を利用することができるよう、独自利用事務

に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理に関する事務を加えるものでございます。

次の第3条第3項の改正につきましては、第1項に加えた事務を処理するため、必要な特定個人情報を規定することとしたほか、同一の執行期間内において自らが保有する特定個人情報を利用して処理することができるものについて、当該事務を加えるとともに、利用することが可能な特定個人情報に住登外者宛名情報を加えるものでございます。

16ページをお願いいたします。第4条第1項の改正につきましては、市の執行機関における特定個人情報の提供について、市長及び教育委員会のそれぞれにおいて、照会機関が提供を受けて処理する事務に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加えるとともに、提供機関が提供する特定個人情報に住登外者宛名情報を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年3月31日までの間において規則で定める日から施行するものでございます。

続いて、議案書の19ページをお願いいたします。議案第13号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児または介護を行う労働者の所定外労働の制限について、その対象者が拡大され、国家公務員においても同様の見直しが図られることを踏まえ、本市においても同様の取扱いとすることから、規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、21ページをお願いいたします。育児または介護を行う

職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、その対象となる職員の範囲を、これまでの3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員までへと拡大することとするため、規定の整備を図ることとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。議案第14号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、令和7年4月1日より、岸和田市立旭・太田こども園の供用が開始されることから、認定こども園で職務に従事する内科嘱託医等の報酬等を定めようとするものでございます。

改正の内容につきましては、25ページをお願いいたします。第4条第2項の改正は、認定こども園で職務に従事する内科嘱託医、歯科嘱託医及び薬剤師の報酬の支払い時期について規定するものでございます。

別表第3号の改正は、認定こども園で職務に従事する内科嘱託医及び歯科嘱託医の報酬等の額を現に保育所において任用している同職種と同様に規定するとともに、認定こども園で職務に従事する薬剤師の報酬等の額を記載のとおり規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。議案第15号特別職の職員で常勤の者の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、市長等の常勤の特別職に対して支給する外国旅行の旅費額等を国内旅行と同様に一般職の職員の例による取扱いとするもののほか、本市の特別職となるために国や他の地方公共団体から退職手当の支給を受けないで退職し、引き続き本市の特別職となった者の退職手当の算定方法等について、解釈上の疑義を生じさせないように見直しを図ることとしたことから、規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきまして、29ページをお願いいたします。第3条の改正は、外国旅行の旅費額等の取扱いについて、国家公務員の例に準じる規定を削り、一般職の職員の例によるものとするものでございます。

附則の改正につきましては、改正後の附則第7項は、特別職の退職手当は任期ごとに支給することとしておりますが、国や他の地方公共団体から退職手当の支給を受けないで退職し、引き続き本市の特別職となった者がその任期を満了し、引き続いて改めて本市の特別職となった者については、退職手当を任期ごとに支給せず、さきの特別職の勤続期間を後の特別職としての勤続期間に通算することとするものでございます。

改正後の附則第8項は、国や他の地方公共団体から退職手当の支給を受けないで退職し、引き続き本市の特別職となった者に対し、本市が退職手当を支給する場合の退職手当の額の算定方法について規定するもので、本市の特別職として在職した期間についてはこの条例の規定により算定し、国や他の地方公共団体の職員として在職した期間については、その職員としての退職時の俸給や勤続期間を基に、本市の一般職の職員の例により算定することとするもので、退職手当の額はこれらの合計額とするもの

でございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしたほか、所要の経過措置を講ずることとするものでございます。

続きまして、議案書の31ページをお願いいたします。議案第16号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の活動について、消防職員が当該業務に従事した場合に特殊勤務手当を支給することができるよう、規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、33ページをお願いいたします。第10条の改正は、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当に緊急消防援助隊としての活動に係る業務を新たに追加するとともに、業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の額は、従事した日1日につき2160円を超えない範囲内において市長が定めることとするものでございます。

また、新たに追加する改正後の第20条におきまして、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を支給される日については、同種の特殊勤務手当である危険作業に従事する職員の特殊勤務手当または救急業務に従事する職員の特殊勤務手当は支給しないこととするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。議案第17号職員旅費条例の一部改正につきまして御説明いたします。

改正の理由でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を受け、本市においても旅費制度の見直しを図るこ

ととしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、37ページをお願いいたします。8行目、第6条の改正、ページ中ほど、第15条から一番下の第17条までの改正、次のページ、38ページ10行目の第22条の改正、そしてページ中ほどの別表の削除、これらの改正につきましては、いずれも宿泊を伴う旅行に要する旅費の見直しに係るものでございます。

宿泊料については、これまで定額で支給してきたところを、宿泊する地域に応じた上限額を定めた上での実費支給とし、その上限額については、規則で規定することとするものでございます。

また、日当を廃止し、新たに宿泊を伴う旅行に必要な夕・朝食代に充てるための費用として宿泊手当を設け、その額を1夜当たり1600円とするとともに、所要の減額措置を講ずるものでございます。

新たに設定する包括宿泊費につきましては、移動と宿泊を別々に手配するよりも、移動と宿泊が一体となった、いわゆるパック旅行のほうが安価に旅行することができることから、パック旅行に要する費用を支払うことができるようにするためのものでございます。

次に、宿泊を伴う旅行に関する改正以外の改正の内容につきまして御説明いたします。37ページの2行目、第2条の改正は、出張の規定について、これまで勤務地のみを起点としていたところ、出張命令権者が認める場合には、職員の住所、居所、その他出張命令権者が認める場所を起点とすることを可能とするものでございます。

ページ中ほど、第11条の改正は、鉄道を利用する旅行において、急行利用時の距離制限を廃止するものでございます。

38ページをお願いいたします。ページ中

ほど、新たに追加する改正後の第26条は、旅費の支給額は、この条例の規定により計算した額と現に支払った額を旅費の種類ごとに比較し、いずれか少ない額を合計した額とするものでございます。

その他、旅費の種類の名称を改めるなど、所要の規定の整備を図っております。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしたほか、所要の経過措置を講ずることとするものでございます。

○米田貴志委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第12号から議案第17号までの6件の質疑を終結いたします。

次に、議案第18号及び議案第20号の審査に入ります。

本各件に関し、理事者の説明を求めます。

○奥野光好まちづくり推進部長

議案書（その2）41ページをお願いいたします。議案第18号岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

まず改正の理由でございますが、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、関係する規定の整備を図ろうとするもののほか、所要の規定の整備を図ろうとするものです。

まず、第1条の岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例の一部改正につきましては、43ページから83ページまでをお願いいたします。令和7年4月より、原則全ての建築物に対

し省エネ基準への適合性が求められることとなったことから、新たに判定の対象となる一戸建ての住宅、共同住宅等及び複合建築物について手数料を新たに定めることとしました。

次に、62ページ、第5条から83ページ、第12条までにつきましては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更の認定に係る評価方法として、新たに誘導基準併用法が追加されたことから、当該誘導基準併用法を活用する場合の手数料を規定することとしました。

また、83ページ、第13条につきましては、建築物省エネ法第41条第1項に規定されている建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度が改正法により廃止されることから、当該認定申請に係る手数料の規定を廃止することとしました。

次に、83ページから104ページまで、第2条の岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例につきまして、第1条と同様に、新たに判定の対象となる一戸建ての住宅、共同住宅等及び複合建築物について手数料を定めることとし、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定及び変更の認定に係る評価方法として、新たに誘導基準併用法が追加されたことから、誘導基準併用法を活用する場合の手数料額の規定を設定することにしました。

次に、104ページから114ページまで、第3条の岸和田市建築基準法施行条例につきましては、第1条と同様に、原則全ての建築物に対し省エネ基準への適合性が求められることとなり、省エネ適合性判定が比較的容易なものである建築行為にあっては、建築基準法上の建築確認の際に、建築主事

により省エネ基準適合を確認する制度が新たに設けられたことから、105ページ、第6条第1号ウに当該確認を行う際の手数料を定めることとするほか、107ページ、第6条第2号ウに建築主事による省エネ適合判定に係る完了検査に係る手数料を新たに規定しました。

また、フロッピーディスクなどの提出による審査手数料について減額措置、増築などによる既存建築物の審査手数料の減額措置を廃止することとし、改正法による建築基準法の一部改正により、木造建築物の構造計算が必要となる建築物の規模が改められることから、手数料の面積区分をこれに合致させるほか、審査省略制度の縮小、確認検査項目等の見直しを図られることから、当該確認等を行う際の手数料の見直しを図ることとしました。

最後に、労務費の上昇に伴う全体的な手数料の見直し、建築物省エネ法、建築基準法の一部改正により生じた手数料条例において引用する条項番号ずれの解消、その他所要規定の整備を図ることとしました。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日より施行することとしております。

本条例の説明は以上でございます。

続きまして、議案書（その2）119ページをお願いいたします。議案第20号岸和田市開発行為等の手続等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

まず改正の理由でございますが、市立の認定こども園が設置される予定であることから、一定規模以上の開発行為等に伴い、開発者が市長及び教育委員会と協議すべき事項について、認定こども園の用地の確保に関する事項を加えるため、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、121ページをお願い

いたします。第2条第7号中、保育所の次に「、認定こども園」を加え、別表保育所用地に関する事項の次に認定こども園用地に関する事項を加えることとしました。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日より施行することとしております。

○米田貴志委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第18号及び議案第20号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○生嶋雅美市民環境部長

議案第19号岸和田市環境保全条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書（その2）115ページをお願いいたします。改正の理由につきましては、国の排水基準を定める省令の一部改正に伴い、工場または事業場から公共用水域に排出される排水の排水基準のうち、大腸菌の数値について、よりの確に汚染を捉えることができるようになり、その指標を大腸菌群数から大腸菌数に見直されたことから、岸和田市環境保全条例の規制についても同様の措置を講ずるべく、規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書117ページをお願いいたします。岸和田市環境保全条例、別表第3その2第2項第3号の表に規定する「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「3,000」を「800」に、1立方センチメートル当たりの個数を「1ミリリットルにつきコロニー形成単位」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしております。

○米田貴志委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

次に、議案第21号の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○西村寿員上下水道局長

議案書（その2）の123ページをお願いいたします。議案第21号岸和田市下水道条例の一部改正について御説明いたします。

改正の理由でございますが、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専属させることとする指定排水設備工事業者に対するアナログ規制について、国からの通知に基づき見直しを図るため、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、125ページをお願いいたします。排水設備工事責任技術者について、それぞれの営業所において専属することとしているところ、選任することと改めるとともに、兼務状況等を確認した上で、大阪府内に所在する営業所下において兼務することを妨げないこととするものでございます。

また、工事等の理由により下水道を臨時に使用する場合、当該使用開始届の際に使用料の概算額を徴収することとしているところ、その必要性がない場合もあるため、これをするかしないかの裁量権を市長に付与することとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

○米田貴志委員長

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

以上で、本委員会に付託されました全ての議案の質疑が終結いたしました。

日程に従い、17日の午前から討論、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

本日はこの程度にとどめ、予算常任委員会を散会いたします。

（以 上）